

成田市余熱利用施設整備運営事業
要求水準書等の修正について
【新旧対照表】

令和7年6月
成田市

成田市余熱利用施設整備運営事業
入札説明書 新旧対照表

No	頁	1章	1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	修正前	修正後
1	3	2	2	2	(2)					(2) 災害に対応できる信頼性のある施設	具体策:災害時(停電の場合) ・<u>中圧ガスの引込を考慮して、停電時でも利用可能な電源自立型空調機(GHP)を休憩広間及び多目的室に整備する。</u>	具体策:災害時(停電の場合) ・<u>休憩広間及び多目的室には、停電時でも利用可となる空調機を整備する。</u>
2	19	5	2	9	(5)					9. 入札書類審査に係る提出書類の受付期間、場所及び方法	(5) 提出部数:正本1部及び副本 <u>9部</u> を提出すること。	(5) 提出部数:正本1部及び副本 <u>8部</u> を提出すること。

成田市余熱利用施設整備運営事業
要求水準書 新旧対照表

No	本編	添付資料	参考資料	頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	修正前	修正後
1	○										目次	閲覧資料 資料1 新清掃工場関連付帯施設基本設計業務報告書(抜粋) 資料2 新清掃工場関連付帯施設基本設計業務報告書CADデータ 資料3 造成工事概略設計図 資料4 学校体育水泳指導委託仕様書	閲覧資料 資料1 新清掃工場関連付帯施設基本設計業務報告書(抜粋) 資料2 新清掃工場関連付帯施設基本設計業務報告書CADデータ 資料3 造成工事概略設計図 資料4 学校体育水泳指導委託仕様書
2	○			3	1	(2)	イ				(2)災害に対応できる信頼性のある施設	具体策:災害時(停電の場合) ・ <u>中圧ガスの引込を考慮して、停電時でも利用可能な電源自立型空調機(GHP)を休憩広間及び多目的室に整備する。</u>	具体策:災害時(停電の場合) ・ <u>休憩広間及び多目的室には、停電時でも利用可能となる空調機を整備する。</u>
3	○			14	1	(5)		(シ)			(5) 遵守すべき法制度等	(シ) 成田市残土条例(土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例)	(シ) 成田市土地の埋立て等による土砂等の土質の規制に関する条例
4	○			17	1	(6)	ウ				ウ 運営開始期限	本施設は事業提案による運営開始日に、運営開始できるよう施設整備を行う。	本施設は事業提案による運営開始日 <u>まで</u> に、運営開始できるよう施設整備を行う。
5	○			26	2	(3)	ウ				ウ 構造計画の考え方	本施設の構造計画は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に基づく「多数の者が利用する官庁施設等」に該当する施設に位置付けるとし、構造体「Ⅱ類」(建築基準法の1.25倍)、建築非構造部材「B類」、建築設備「乙類」の耐震安全性を確保するとともに、建築基準法等の関係法令に遵守すること。	本施設の構造計画は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に基づく「多数の者が利用する官庁施設等」に該当する施設に位置付けるとし、構造体「Ⅱ類」(建築基準法の1.25倍)、建築非構造部材「B類」、建築設備「乙類」の耐震安全性を確保するとともに、建築基準法等の関係法令に遵守すること。 <u>なお、構造はRC造(一部S造可)を基本とすること。</u>
6	○			33	2	(3)	エ	(ウ)	b	(d)	b 空調設備	(d)停電を伴う災害時に、利用者等の待機場所として想定する室(休憩広間、多目的室等)は、 <u>災害に強い中圧ガスが引き込まれていることを考慮し、電源自立型ガス式空冷ヒートポンプ空調機(GHP)を選定し、停電時でも空調利用ができるように配慮すること。なお、当該空調機は、自立運転時に発電も行うことができるため、携帯電話等の通信機器の充電への活用も想定するものとする。</u>	(d) 停電を伴う災害時に、利用者等の待機場所として想定する室(休憩広間、多目的室等)は、 <u>停電時でも利用可能となる空調機の利用ができるように配慮すること。</u>
7	○			43	2	(3)	キ	(ア)	i	(a)	i 更衣室(男女)	(a) プール規模より、ロッカー数男女各200人程度を想定すること。	(a) プール規模より、ロッカー数男女各200人程度を想定しているが、 <u>事業者の提案による。その場合、根拠を示すこと。</u>
8	○			43	2	(3)	キ	(ア)	i	(b)	i 更衣室(男女)	(b) プールの利用者向けとして十分な広さを確保し、鍵付きロッカー、シャワー室、強制シャワー、トイレ、洗面化粧コーナー、水分補給ができる設備及び必要な備品を適宜設置すること。なお、スポーツエリアの利用者の更衣室との併用も可とし、事業者提案によるものとする。また、学校利用時には、児童生徒及び教員が占有することを想定しており、一般利用者と児童生徒の動線が可能な限り交錯しない工夫をすること。	(b) プールの利用者向けとして十分な広さを確保し、鍵付きロッカー、シャワー室、押しボタン式の強制シャワー等の学校利用用に児童生徒が短時間で同時利用できるシャワー設備、トイレ、洗面化粧コーナー、水分補給ができる設備及び必要な備品を適宜設置すること。なお、スポーツエリアの利用者の更衣室との併用も可とし、事業者提案によるものとする。また、学校利用時には、児童生徒及び教員が占有することを想定しており、一般利用者と児童生徒の動線が可能な限り交錯しない工夫をすること。

成田市余熱利用施設整備運営事業
要求水準書 新旧対照表

No	本編	添付資料	参考資料	頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	修正前	修正後
9	○			44	2	(3)	キ	(イ)	c	(a)	c 更衣室(男女)	(a) 想定利用人数より、ロッカー数男女各100人程度を想定すること。	(a) 想定利用人数より、ロッカー数男女各100人程度を想定しているが、事業者の提案による。その場合、根拠を示すこと。
10	○			45	2	(3)	キ	(ウ)	d	(a)	d 脱衣室	(a) 男女別に休憩室等の併用をする長時間滞在者(約3 時間程度)も考慮して、ロッカー数男女各100人程度を想定すること。なお、温水プール及びスポーツエリアの利用者の更衣室との併用も可とし、事業者提案によるものとする。	(a) 男女別に休憩室等の併用をする長時間滞在者(約3 時間程度)も考慮して、ロッカー数男女各100人程度を想定しているが、事業者の提案による。その場合、根拠を示すこと。なお、温水プール及びスポーツエリアの利用者の更衣室との併用も可とし、事業者提案によるものとする。
11	○			49	2	(3)	キ	(オ)	c	(a)	c 救護室	(a) 救護室は監視員室との連携に配慮すること。事務室兼管理室内とし、安全管理・監視・事故防止のため、プール全体を監視しやすい位置に設けること。また、プールサイドへ出入りできる動線を確保すること。	(a) 救護室は監視員室との連携に配慮すること。安全管理・監視・事故防止のため、プール全体を監視しやすい位置に設けること。また、プールサイドへ出入りできる動線を確保すること。
12	○			66	4	(2)	イ			(c)	イ 利用許可等の準備業務	(c)多目的室の予約受付方法は、成田市が運用する予約システムを利用することもできる。	(c)多目的室やスタジオの予約受付方法は、成田市が運用する予約システムを利用することもできる。
13	○			78	5	(6)	ア	(イ)		(f)	(イ) 温水プール	(f) レジオネラ属菌の発生を未然に防止し、また、レジオネラ菌を不活性化するために、塩と水の電気分解による殺菌等の方法も含め、より積極的な衛生管理に努めること。	(f) レジオネラ属菌の発生を未然に防止し、また、レジオネラ属菌を不活性化するために、塩と水の電気分解による殺菌等の方法も含め、より積極的な衛生管理に努めること。
14	○			79	5	(6)	ア	(ウ)		(e)	(ウ) 温浴施設	(e) レジオネラ属菌の発生を未然に防止し、また、レジオネラ菌を不活性化するために、塩と水の電気分解による殺菌等の方法も含め、より積極的な衛生管理に努めること。	(e) レジオネラ属菌の発生を未然に防止し、また、レジオネラ属菌を不活性化するために、塩と水の電気分解による殺菌等の方法も含め、より積極的な衛生管理に努めること。
15	○			84	6	(1)	キ	(イ)			(イ) 業務実施体制の届出	事業者は、運営業務の実施に当たって、その実施体制(総括責任者、運営業務責任者及び各業務区分責任者の経歴を明示した履歴書、資格証書(有資格者の場合)、名簿、講習(「警備業法(昭和47年法律第117号)」参照)の実績報告書及び損害保険等加入契約書の写し等を含む)を開業準備期間の開始2か月前までに本市に届け出ること。	事業者は、運営業務の実施に当たって、その実施体制(総括責任者、運営業務責任者及び各業務区分責任者の経歴を明示した履歴書、資格証書(有資格者の場合)、名簿、講習(文部科学省・国土交通省「プールの安全標準指針(平成19年3月)」参照)の実績報告書及び損害保険等加入契約書の写し等を含む)を開業準備期間の開始2か月前までに本市に届け出ること。
16	○			86	6	(1)	キ	(オ)		(c)	(オ) 研修等	(c) プール監視員に対しては、警備業法及び関連法規に従い、プール監視に係る専門的な知識も含め、開業前に、講習を必ず実施すること。また、救急法については、人工呼吸、心臓マッサージ及びAEDの操作について、必ず本施設従業者全員に習得させること。	(c) プール監視員に対しては、警備業法及び関連法規・指針に従い、プール監視に係る専門的な知識も含め、開業前に、講習を必ず実施すること。また、救急法については、人工呼吸、心臓マッサージ及びAEDの操作について、必ず本施設従業者全員に習得させること。
17	○			92	6	(3)	イ				イ 衛生管理業務	(g) レジオネラ属菌の発生を未然に防止し、また、レジオネラ菌を不活性化するために、塩と水の電気分解による殺菌等の方法も含め、より積極的な衛生管理に努めること。	(g) レジオネラ属菌の発生を未然に防止し、また、レジオネラ属菌を不活性化するために、塩と水の電気分解による殺菌等の方法も含め、より積極的な衛生管理に努めること。

成田市余熱利用施設整備運営事業
要求水準書 新旧対照表

No	本編	添付資料	参考資料	頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	修正前	修正後
18			1								参考資料1 備品等リスト	室名:地域物産等スペース 品名:ローパーティション 数量:10 屋外用テーブル 2 屋外用椅子 8	室名:(仮称)地域交流スペース 品名:ローパーティション 数量:10 屋外用テーブル 2 屋外用椅子 8 屋内用テーブル 4 屋内用椅子 16
19			1								参考資料1 備品等リスト	—	室名:談話室 品名:椅子 数量:60

成田市余熱利用施設整備運営事業
様式集及び作成要領 新旧対照表

No	書類名	様式 番号	I	(1)	1)	①	項目等	修正前	修正後
1	入札書類評価		II				入札書類評価に係る提出書類の構成 3/3	書類名:提案書 分類:Ⅷ 計画図面等提案書類 項目:外観イメージパース(下記①②の視点パース) ① エントランスを含むパース ② 市道野毛平小泉線とアクセス道路の交差点から本施設を望む南西方向のパース 様式:なし No:I-10 枚数制限:2 用紙サイズ:A3	書類名:提案書 分類:Ⅷ 計画図面等提案書類 項目:外観イメージパース(下記①②の視点パース) ① エントランスを含むパース ② 市道野毛平小泉線とアクセス道路の交差点から本施設を望む南西方向のパース 様式:なし No:I-10 枚数制限:2 用紙サイズ:A3
2	提出書類の作成要領		Ⅲ	(2)	2)	②	② 提案書	・「提案書(Ⅰ～Ⅶ)」と「提案書(Ⅸ～Ⅺ)」を、それぞれA4判縦長(A3判指定の様式は横折込)左綴じとし、正本1部、副本9部、合計10部を提出すること。	・「提案書(Ⅰ～Ⅶ)」と「提案書(Ⅸ～Ⅺ)」を、それぞれA4判縦長(A3判指定の様式は横折込)左綴じとし、正本1部、副本8部、合計9部を提出すること。
3	提出書類の作成要領		Ⅲ	(2)	2)	③	③ 提案書(計画図面等提案書類)	・「提案書(Ⅷ)」をA3判横長左綴じとし、正本1部、副本9部、合計10部を提出すること。	・「提案書(Ⅷ)」をA3判横長左綴じとし、正本1部、副本8部、合計9部を提出すること。
4	入札価格計算書	A-4					表4 開業準備業務のサービス対価の金額及び支払スケジュール(円)	支払時期:令和11年12月	支払時期:令和12年1月
5	入札価格計算書	A-4						(Word書式)	(Excel書式)

成田市余熱利用施設整備運営事業
事業契約書(案)、事業契約約款(案) 新旧対照表

No	契約書	契約約款	別紙番号	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	修正前	修正後
1		○		42	15		98	1	(1)		温泉・井水に係る事項	泉源(温泉及び井水)の供給量が著しく低下した場合は、それが及ぼす影響等について本市及び事業者で協議し、本市の費用負担にて泉源の代替掘削または温泉購入・運搬等の代替策にむけての調査・検討を行うものとする。	泉源(温泉及び井水)の供給量が本事業の運営業務の継続に支障を来たすほど著しく低下した場合は、それが及ぼす影響等について本市及び事業者で協議し、本市の費用負担にて泉源の代替掘削または温泉購入・運搬等の代替策にむけての調査・検討を行うものとする。
2			4	57							表4 開業準備業務のサービス対価の金額及び支払スケジュール(円)	支払時期: 令和11年12月	支払時期: 令和12年1月